

山口労基発第201号
平成 21年 9月 16日

建設業労働災害防止協会山口県支部長殿

山口労働局労働基準部長

下水道工事における酸素欠乏症及び硫化水素中毒等の防止対策の徹底について (要請)

平素より労働行政の推進につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 21年 5月に岩国労働基準監督署管内における下水道工事現場において、別紙 1 のとおり一度に 3名の作業員が硫化水素中毒により被災し、休業する重大災害が発生したところです。

災害発生原因としては、関係事業者及び関係労働者が酸素欠乏危険場所について十分な知識を有していなかったこと、酸素欠乏症等の原因及び防止措置等についての理解が十分ではなかったことにあり、酸素濃度等の測定、十分な換気の実施、空気呼吸器等の使用等、酸素欠乏症等予防規則に定めた基本的な措置を適正に実施すれば、発生を防げたものと考えます。

つきましては、下水道工事における酸素欠乏症及び硫化水素中毒等を防止するため、下記の事項に留意の上、別紙 2「酸素欠乏症等防止のための自主点検」を活用していただき、その安全衛生確保の徹底を図るよう指導・啓発等をお願いいたします。

記

1 酸素欠乏危険場所における措置

酸素欠乏危険場所において作業を行う事業場は、労働者その他関係者に対して酸素欠乏危険場所の危険性に対する認識と理解の向上を図るとともに、酸素欠乏症等防止対策の実効を期するため、次の措置を講じること。

(1) 酸素欠乏危険場所の把握及び周知の徹底

災害発生の原因をみると、酸素 (第 2種酸素欠乏危険場所にあつては、酸素及び硫化水素) の濃度 (以下「酸素濃度等」という。) の測定や酸素濃度等を適切に保つための換気等の基本的な対策が未実施であったものであり、酸素欠乏危険場所であることの認識不足が最大の問題であると考えられる。よって、次の対策を実施することにより、作業場における酸素欠乏危険場所の把握及び関係者に対する周知の徹底を図ること。

ア 作業場内のすべての酸素欠乏危険場所を把握し、その情報を作業者に確実に伝達すること。

イ 酸素欠乏危険場所の入口等の見やすい箇所に、次の事項を表示すること。

(ア) 内部に立ち入ると酸素欠乏症等 (第 1種酸素欠乏危険場所にあつては酸素欠乏症) にかかるおそれがあること。

(イ) 当該場所に立ち入る場合に講ずべき措置

(ウ) 事故発生時の措置

(エ) 空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク (以下「空気呼吸器等」という。)、酸素濃度等の測定器具、送気設備、安全带等の保管場所

(オ) 酸素欠乏危険作業主任者の氏名及び連絡先

(2) 適切な酸素濃度等の測定及び継続的な換気の実施

酸素欠乏危険作業を行う必要がある場合は、次の措置を実施すること。

ア 次の対策を徹底することにより、適切に酸素濃度等を測定すること。

(ア) 測定器具の保守及び定期的な点検を実施すること。

(イ) 測定を行ったにもかかわらず、その時期が早過ぎて作業時と異なった条件下であったり、1点しか測定しない等、その方法又は時期が不適切であったために酸素欠乏症等が発生した事例があることから、測定は、作業条件を勘案して測定点を選定し、作業の直前に実施すること。

イ 作業前に換気を行い、酸素濃度が18%以上、硫化水素濃度が10ppm以下に保たれていることを確認したにもかかわらず、立ち入って被災した事例があることから、酸素欠乏空気の流入や硫化水素の発生のおそれがある場合には、作業中も継続的に換気を行うことにより、当該濃度の値を保つこと。

(3) 安全衛生管理体制の確立

第1種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者又は酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者から、第2種酸素欠乏危険作業にあつては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者から「酸素欠乏危険作業主任者」を確実に選任して、その者に酸素欠乏症等防止規則に定める職務（労働者の指揮、酸素濃度等の測定、換気装置の点検、空気呼吸器等の使用状況の監視）を行わせること。

(4) 労働衛生教育の徹底

酸素欠乏危険作業に従事する労働者に対しては特別教育を実施すること。さらに特別教育を実施し、作業標準が整備されているにもかかわらず、被災した事例もあり、労働者の酸素欠乏症等に対する認識の不足が問題と考えられることから、必要に応じて特別教育の一部又は全部の科目について労働衛生教育を繰り返し行うことが望ましいこと。

3 二次災害の防止のための措置

酸素欠乏危険場所その他の酸素欠乏症等のおそれのある場所において作業を行う場合は、酸素欠乏症等に被災した者を救出する際の二次災害を防止するため、次の措置を講じること。

(1) 空気呼吸器等の備付け

酸素欠乏症等にかかった労働者を酸素欠乏等の場所において救出するに当たって、空気呼吸器等を使用しなかったために、二次災害が発生する場合が極めて多いので、酸素欠乏症等のおそれのある場所には空気呼吸器等を備え付けることにより、当該救出作業に従事する労働者に直ちに空気呼吸器等を使用させることができるようにすること。

(2) 安全衛生教育等の実施

酸素欠乏症等のおそれのある場所に近接した場所で別の作業を行っている者が、当該救出作業を行った際に酸素欠乏症等に被災する例も多いことから、それらの者に対しても、酸素欠乏症等の危険性、空気呼吸器等の使用方法等について安全衛生教育を行うとともに、救出に関する訓練を実施することが望ましいこと。